

中古農業機械等整備流通促進事業実施要領

(平成4年9月21日決裁)

(平成10年6月15日一部改正)

(平成11年5月7日一部改正)

(平成14年4月1日一部改正)

(平成26年10月1日一部改正)

第1 趣旨

農業機械の修理整備体制の整備並びに中古農業機械の有効利用及び適正な流通を促進するため、農業機械整備施設の認定を行うものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、県とする。

第3 認定基準

(1) 知事は、特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて「ガイドライン」（平成25年9月4日付け25生産第1751号、25農振第1281号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）別紙8の「2 農業機械整備施設設置基準」（以下「設置基準」という。）に基づき、農業機械整備施設（以下「整備施設」という。）の分類ごとに認定を行うものとする。

(2) 整備に従事する従業員数は、次のとおりとする。

	大型	中型	小型
整備に従事する従業員数 (うち有資格者数)	3人以上 (3人以上)	2人以上 (2人以上)	1人以上 (1人以上)

(3) その他知事が必要と認める基準。

第4 事業の実施方法

(1) 整備施設の認定を受けようとする農業機械整備事業者（以下「事業者」という。）は、整備施設ごとに農業機械整備施設認定申請書（別記様式第1号）を全国農業協同組合連合会埼玉県本部または埼玉県農業機械商業協同組合（以下「全農県本部等」という。）を経由して知事に提出するものとするが、両団体に属していない事業者は知事に直接提出できるものとする。

(2) 知事は（1）の申請があったときは、当該整備施設の施設内容等について審査を行うほか、必要に応じて実態調査等を実施し、設置基準の（1）の分類による認定を行うとともに、当該事業者に対し認定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

また、これを認定しないときは、理由を付してその旨当該事業者へ通知するものとする。

なお、認定に際し、設置基準の（2）施設基準の②及び③の屋内作業場及び車両

置場に関する面積要件については、設置基準に示した分類別の面積のおおむね20%減のものまで当該分類に適合するものと判定することができるものとする。

また、知事は審査に際し、専門知識を有する者の助言等を得ることができるものとする。

(3) 認定に当たっては、認定書に設置基準の分類、呼称ごとの認定番号を付すこととし、認定番号に付す分類、呼称の略称は、小型機械整備施設については「小型」、中型農業機械整備施設については「中型」、大型農業機械整備施設については「大型」とする。

(4) (3) の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定書を屋内の見やすいところに掲示するとともに、その旨の標識（別記様式第3号）を掲示するものとする。

(5) 認定事業者は、次の各号に該当するときは、直ちに届出書（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。

ア 氏名（名称及び代表者の氏名）を変更したとき。

イ 合併したとき。

ウ 整備施設の設置場所を変更したとき。

エ 整備施設を改廃又は譲渡したとき。

オ その他、知事が必要と認めるとき。

(6) 知事は、必要があると認める場合には、認定事業者の整備施設の施設内容等について調査を行い、その結果、設置基準に適合していないときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。

(7) 知事は、認定事業者が(6)の指示に従わないとき、その他必要と認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(8) 知事は、当該施設について(2)の認定を受けない者、(7)により認定を取り消された者又は整備事業を廃止した者が(4)の認定書、標識又はこれに類似するものを掲げないように関係団体等を指導するものとする。

(9) 知事は、整備施設の認定に関し、(1)から(8)までに掲げた事項及びその他必要と認める基準等を内容とする要綱等を定めるものとする。

第5 その他

1 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

2 農業機械等整備流通指導事業実施要領（昭和56年10月21日決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、平成10年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成11年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成14年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から適用する。

別記様式第1号

農業機械整備施設認定申請書

平成 年 月 日

埼玉県知事

様

申請者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
（郵便番号 ー ）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）
印

電話番号

農業機械整備施設設置基準に基づく整備施設の認定を受けたいので、中古農業機械等整備流通促進事業実施要領等第4の（1）の規定により整備施設概要書を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 整備施設名
- 2 施設所在地
- 3 認定を受けようとする分類呼称

※添付書類

整備施設概要書、有資格者名簿、機械設備等の装備状況（チェックリスト）、整備事業所の平面見取図及び機械整備配置図

整備施設概要書

事業者の形態			
系列販売 会社	特約店 代理店	全 農	農 協
()	()	()	()

事業者の実態		整備施設の実態					
項目		内容		整備施設			
				内容	判定		
1	事業者の住所						
2	事業者の氏名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)			2	所在地		
				3	従業員数	人	
3	営業内容	農業機械専業() 兼業()	うち整備に従事 する従業員数		人		
			(有資格者数)	人	※		
4	資本金 (法人の場合のみ)		百万 円	4	屋内作業場面積 (分解品整備面積を 含む)	m ²	※
5	整備施設数		か所	5	車両置場	m ²	※
6	従業員数		人	6	機械設備	点	※
	うち農業機械担当員数 (a+b+c)		人	7	移動整備車	台	※
	(整備担当員数 a)		人	8	管理基準	(適合・不適合)	※
	(販売担当員数 b)		人	9	認定を受けよう とする分類呼称		※
	(整備及び販売兼 務担当者員数 c)		人				

(注) 1 ※欄は、記入しないこと。

2 () 内へは、該当のものに○印を記入すること。

3 事業者の実態欄には、事業者の全体について記入すること。

4 有資格者の内訳(資格の名称及び氏名)を、添付すること。

5 機械設備については、品名及び台数等を添付すること。

別記様式第2号

(表面)

農業機械整備施設認定書

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

埼玉県知事

印

農業機械整備施設設置基準に基づき下記のとおり認定する。

記

- 1 整備施設名
- 2 施設所在地
- 3 分類呼称
- 4 認定番号

(裏面)

標識掲示状の注意

- 1 この認定書は、屋内の見やすいところに掲示すること。
- 2 この認定書に係る氏名若しくは名称の変更、認定事業者の合併、設置場所の変更、整備施設の改廃若しくは譲渡があった場合には、その内容等を都道府県知事に届け出ること。
- 3 都道府県知事の認定を受けない者又は認定を取り消された者若しくは整備施設を廃止した者が農業機械整備施設認定書及び分類呼称の標識又はこれらに類似するものを掲げないこと。

別記様式第3号

埼玉県 (中型) 第 号

中 型 機 械 整 備 施 設

この施設は農林水産省制定の農業機械整備施設設置基準に適合するものである。

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○

360

250

- (注) 1 農業機械整備施設の標識は図示の例により、上段に県の認定番号を、中段に整備施設の分類呼称を表示すること。(例示は、中型機械整備施設に係るものである。)
- 2 寸法の単位はミリメートルとする。
- 3 標識は、金属製、合成樹脂又は木製とする。
- 4 標識の塗色は、金色に黒字とする。

別記様式第4号

農業機械整備施設改廃等届出書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

届出人 認定番号 埼玉県 () 第 号
住 所 (法人にあつては主たる事務所の住所)
(郵便番号 -)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
印

電 話

年 月 日付けで認定を受けた農業機械整備施設の内容等に変更が生じたので、
下記のとおり届け出ます。

記

氏名、名称の変更 旧
新

設置場所の変更 旧
新

整備施設の改廃 改廃の内容

整備施設の譲渡 譲渡を受けた者の住所、氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の
氏名)

事業者の合併 新しい整備施設概要書

- 注1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 届出事項については、その他知事が必要と認める事項を加えることができる。
3 認定証コピーを添付すること。

(参考) 様式 1 有資格者名簿

	氏 名	生年月日	資格等の名称	取得年月日	実務経験年数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

(参考) 様式2 機械設備等の装備状況 (チェックリスト)

No. 1

ア 機械設備

品名		規格	小型 施設	中型 施設	大型 施設	有 ・ 無	台 数	摘 要
1 エンジン関係								
(1)	圧縮ゲージ	ガソリン用			○			対象とするエンジンのアダプターを用いる必要がある。
		ディーゼル用		◎	◎			
(2)	ノズル・テスター	200kgf/cm ² 以上	○	◎	◎			
(3)	バブル・リフター		○	◎	◎			
(4)	温度計	200℃	○	◎	◎			
(5)	ピストン・リング・ツール		○	◎	◎			自製可能
(6)	ラジエーター・キャップ・テスター			◎	◎			
(7)	噴射ポンプ・テスター				○			外注可能な場合は不要
2 シャン関係								
(1)	タイヤ・ゲージ		◎	◎	◎			目盛の細かいものが好ましい。
(2)	シャン・ルブリケーター			○	○			
(3)	オイル・バケツ・ポンプ			○	○			
(4)	ガレージ・シヤッキ	2ト級	○	◎				
		3ト級以上			◎			
(5)	トイン・ゲージ			○	○			
(6)	サイドスリップ・テスター	定置式			○			
(7)	ブレーキ・テスター	軸重3ト以上			○			
(8)	インパクト・レンチ(各種)		○	◎	◎			
3 電気関係								
(1)	バッテリー比重計		◎	◎	◎			
(2)	サーキット・テスター		◎	◎	◎			デジタル式が望ましい。
(3)	充電器		◎	◎	◎			急速充電と普通充電の切り替えがある充電器が望ましい。
(4)	ヘッドライト・テスター	集光式			○			

品名	規格	小型 施設	中型 施設	大型 施設	有・ 無	台 数	摘 要
4 計器関係							
(1)	直定規	1m 程度		◎	◎		
(2)	回転計		○	○	○		
(3)	トルク・レンチ	600kgf・cm 程度	○	◎	◎		
		1300kgf・cm 程度	○	◎	◎		
		2600kgf・cm 程度 (アダプター付)		◎	◎		
(4)	ダイヤル・ゲージ付 マグネチック・スタント		◎	◎			
(5)	マイクロ・メーター(一式)	0~125mm		◎	◎		
(6)	Vブロック(組)			◎	◎		
(7)	標準圧力計				○		動力噴霧機用
(8)	き裂点検器			◎	◎		レッドチェック用
(9)	異音聴診器			○	○		
(10)	硬度点検ヤスリ	4 本組		○	○		
(11)	油圧ゲージ			◎	◎		
(12)	ノギス		◎	◎	◎		
5 一般設備関係							
(1)	温水洗浄器		○	◎	◎		
(2)	チェーン・ブロック	2 トン級		◎	◎		天井クレーンがある場合は不要
(3)	天井クレーン				○		
(4)	油圧プレス	15 トン級		◎	◎		
(5)	エア・コンプレッサー	0.75KW 級	◎				エア・トランスフォーマー付低圧型
		2.2 KW 級		◎			エア・トランスフォーマー付高圧型
		3.7 KW 級			◎		エア・トランスフォーマー付高圧型
(6)	部品洗浄槽		◎	◎	◎		小型施設は小型
(7)	オート・リフト			○	○		
(8)	トラクターミッション分解台			◎	◎		
(9)	ヘアリングプーラー		○	○	◎		

品名	規格	小型 施設	中型 施設	大型 施設	有・ 無	台 数	摘 要
6 加工関係							
(1)	電気ドリル	10Φ級まで使用できるもの	◎	◎	◎		
(2)	卓上ボール盤	13Φ	○	◎	◎		
(3)	卓上グラインダー		◎	◎	◎		
(4)	ポータブル・サンダー又はデスク・グラインダー	150Φ		◎	◎		
(5)	ポータブル・グラインダー	100Φ		○	○		
(6)	スプレーガン		○	○	○		
(7)	電気溶接装備			◎	◎		
(8)	ガス溶接装備		○	◎	◎		
(9)	エンジン付電気溶接機	150A程度		○	○		出張整備用
(10)	板金工具類			○	○		フェンダー・ツール程度のもの
(11)	定盤	900mm×900mm	○	○	○		

(注)◎は必要なもの、○印はあることが望ましいものである。

イ 移動整備車 ※ユニックス付トラック等、名称を記載

性 能	台 数

(参考) 様式3 管理基準

(1) 整備関係事務に関する事項

営業事務に必要な帳簿類のほか、次の記録簿帳を備えていること

有・無	管 理 基 準
	ア 機械整備台帳（購入年月、購入費、取付費、減価償却した残の簿価等）
	イ 整備作業台帳（再販用整備作業台帳を含む。整備売上傳票控でも可）
	ウ 部品、材料受払台帳
	エ 得意先カード（ユーザー名および整備の記録併用）
	オ 機械設備配置図（配置図および作業の流れを示す図表）

(2) 整備技術に関する事項

有・無	管 理 基 準
	ア 整備の責任者を置く等整備の責任体制が定められていること
	イ 整備用の機械、計器類の保守管理が適切に行われていること
	ウ 整備に関する技術的基準類が整備されていること
	エ 整備能力に適応して適切な部品の確保及び管理が適切に行われていること

(3) 施設及び労務管理に関する事項

有・無	管 理 基 準
	ア 火災予防並びに危険物の保管および取扱いに関する対策が講じられていること
	イ 作業場における作業の部署を区割する等施設管理に対する考慮が払われていること
	ウ 従業員の就業及び給与等に関する規約が定められていること
	エ 整備に従事する従業員の整備技能の訓練に関する具体的な対策が講じられていること